

立川市自転車活用推進計画 概要版 『Fun to cycle』

第1章 立川市の自転車活用推進について(p1)

本市の自転車活用の考え方を示しています。



第1節 自転車のメリットと課題

自転車は日常生活をおくる上で、経済的で手軽に使える最も身近な移動手段であるとともに、近年新たなメリットにスポットが当てられています。

一方、事故による高額賠償のリスクや、安全利用に関するルールの周知、利用環境等について、課題も残されています。

第2節 「対策」の継続と「活用」の推進

これまで実施してきた「対策」の継続によって自転車が利用しやすい環境を維持しつつ、今後は多くの方が自転車に乗ることのメリットを感じられる新たな価値の提案をすることで、自転車の「活用」を推進します。

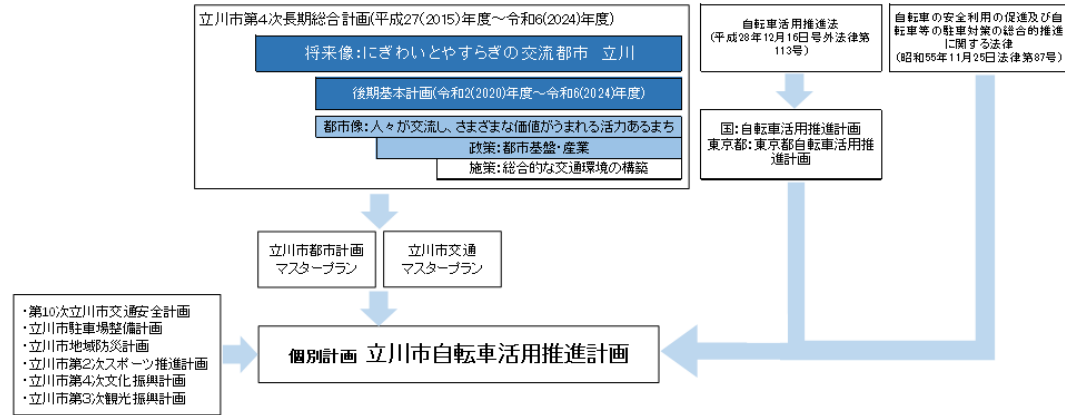
第2章 計画の考え方と構成(p2~3) 計画の概要を示しています。

第1節 目的 「対策」の継続と新たな価値の提案により、「活用」を推進すること。

第2節 期間 令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間

第3節 自転車の位置づけ

第4節 計画の位置づけ



第3章 計画を取り巻く状況(p4~13)

関連団体の動向、前計画の検証、立川市の特性、関連データを示しています。

第1節 国及び関連法令の動向

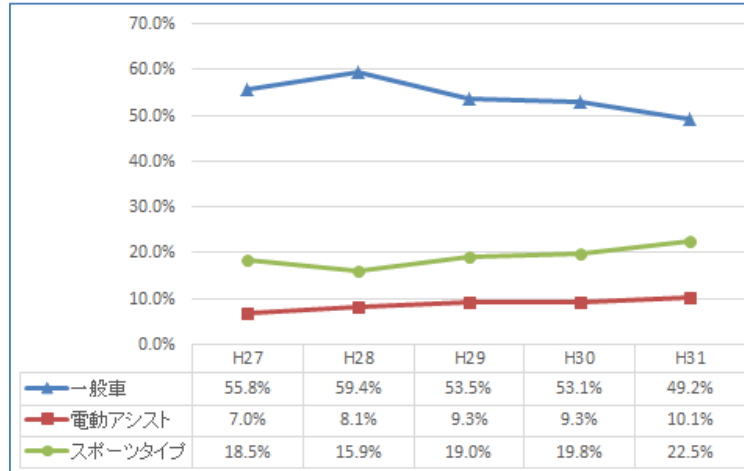
第2節 東京都の動向

第3節 立川市第3次自転車総合計画の検証

第4節 立川市の特性

第5節 関連データ

総販売台数に対する電動アシスト・スポーツ自転車の割合(1店舗当たり)

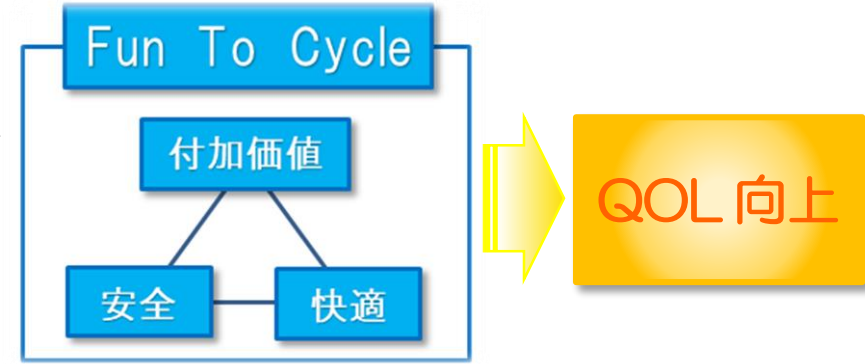


第4章 施策の基本方針・取組内容(p16~28) 施策の基本方針と具体的な施策について示しています。

第1節 施策の基本方針(VISION) 『Fun to cycle』

自転車は、速さや効率を求める単なる移動ツールとしてのみならず、QOLに寄与するモビリティとして注目されています。

本市では自転車の利用による QOL 向上の条件として必要な3要素(安全に乗ることができること、快適に乗ることができること、その上で新たな価値を付加すること)をセットで自転車の『FUN』と定義し、皆が自転車の FUN を感じるために必要な施策の基本方針を『FUN TO CYCLE』とします。



第2節 3つの方針 1. 安全性の向上 2. 快適性の向上 3. 新たな価値の付加

第3節 取り組むべき施策

3つの方針		安全性の向上	快適性の向上	新たな価値の付加
内容	日常利用	①学校における自転車安全教育 ②高齢者向けの自転車安全教育 ③企業における自転車安全教育 ④駐輪場における安全利用啓発 ⑤通学路合同点検の実施	①駐輪環境の快適性向上 ②公共交通機関との連携	①高齢者に向けた自転車利用啓発 ②災害時・感染症流行時における自転車利用体制づくりの検討 ③企業等と連携した自転車通勤の啓発
	余暇利用	①自転車教育(競輪場等) ②レンタルサイクル利用者への安全利用啓発	①多様な自転車が利用しやすい環境整備	①民間事業者等や立川競輪等と連携したサイクルスポーツ振興 ②旧多摩川小やたまりバー50キロ等、立川市内の自転車余暇利用スポットを拠点とした施策の展開 ③商業・観光関係者等と連携したシェアサイクル導入検討 ④観光視点の施策展開
	共通	①自転車販売時の安全利用啓発 ②走行環境整備 ③自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知 ④自転車運転者講習制度の着実な運用 ⑤民間事業者等と連携した保険加入の広報・啓発 ⑥ヘルメット着用の広報啓発	①走行環境整備(再掲) ②走行環境の維持管理・改善・周知 ③放置自転車クリーンキャンペーンの継続及び内容の見直し ④自転車撤去の実施と今後のあり方に関する検討	①健康づくり関連事業と連携した周知・啓発 ②広域連携を視野に入れた走行環境整備

第5章 施策の展開(p29~30) 施策の推進体制及び目標値について示しています。

第1節 施策の推進体制

各施策については、時間軸を見据えて戦略的に取り組み、効果的かつ効果的な展開を図ります。

第2節 目標値 本計画の最終年次の目標値を定めています。

